

静岡市地域公共交通計画の策定について

静岡市交通政策課協議会
令和6年12月9日
静岡市交通政策課企画係

交通関連法令

交通政策基本法（平成25年12月施行）

基本理念

＜基本的認識＞国民等の交通に対する基本的需要の充足
・交通機能の確保・向上 ・環境負荷の低減
・適切な役割分担と連携 ・交通の安全の確保

責務

地方公共団体
基本理念に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた
施策の策定・実施

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 （地域交通法）（平成19年10月施行）

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律

計画作成の役割

① 公共交通政策の戦略と実行プログラム

「公共交通により実現を目指すまちと暮らしの姿」を実現するための今後6年間の静岡市の実行プログラムを定め、公共交通の供給に関わる関係者間の目標の共有と役割を明確化します。

② 関係者間の連携強化

法定会議を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることで、行政と事業者が歩調を合わせた計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできます。また、こうした関係者間の連携の強化を継続することは、公共交通の正のスパイラルへの転換のきっかけづくりとなり得ます。

※法定会議

行政・交通事業者・住民代表・学識者などで構成する「静岡市地域公共交通会議」

(地域交通法 第六条第二項)

③ 公共交通に関する政策を市民と共有

公共交通に関する静岡市の政策を分かりやすくまとめ、市民が公共交通について現状を理解し考える資料となります。

静岡市地域公共交通会議 構成員（26者）

学識者（3者）

静岡文化芸術大学 名誉教授 川口 宗敏
埼玉大学 名誉教授 久保田 尚
静岡県立大学大学院 経営情報 イノベーション研究科 教授 岸 昭雄

自治会連合会（3者）

静岡市葵区自治会連合会、 静岡市駿河区自治会連合会、 静岡市清水区自治会連合会

交通事業者（11者）

バス協会：1者、バス会社：4者、タクシー協会：2者、鉄道：1者、海上バス：1者、労組：1者、フェリー1者

一般社団法人静岡県バス協会、しずてつジャストライン株式会社、山梨交通株式会社、信興バス株式会社、
日本平自動車株式会社、商業組合静岡県タクシー協会 静岡支部、商業組合静岡県タクシー協会 清水支部
静岡鉄道株式会社、富士山清水港クルーズ株式会社、ジャストライン労働組合、
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー

警察（3者）

静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署

国（2者）

国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所計画課

県（2者）

静岡県交通基盤部都市局地域交通課長、静岡県交通基盤部清水港管理局企画整備課

市（2者）

静岡市建設局道路部、都市局都市計画部

策定に向けた今後のスケジュール

令和6年12月

- ・静岡市交通政策協議会での計画(案)の協議
- ・静岡市地域公共交通会議での計画(案)の協議

令和7年1月

- ・パブリックコメント

令和7年2月

- ・静岡市地域公共交通会議での計画の承認

令和7年3月

- ・計画の策定
- ・国土交通大臣への計画送付

施策体系【都市部】

基本方針 1

都市を支える輸送手段として、既存の交通資源を集約し、新しい交通サービスを導入した利便性の高い都市交通サービスを構築する

目標1 公共交通サービスの 維持・確保

- 1 公共交通の利用促進
- 2 バス路線の維持・支援(路線補助)
- 3 路線バス・タクシー運転士の人員確保
- 4 連節バスなどの効率的な輸送手段の導入
- 5 バスの走行環境改善(バス専用レーン等の整備)
- 6 自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の導入によるサービスの補完

目標2 地域の実情に応じた きめ細かい 移動サービスの確保

- 7 交通結節点の機能強化
- 8 バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進
- 9 オープンデータ化(GTFS)
- 10 バス待ち環境の改善
- 11 サイクル&バスライド施設の整備
- 12 タクシー配車アプリの導入推進
- 13 水上バスの利用環境向上
- 14 シェアサイクルの利用促進

基本方針1

3 路線バス・タクシー運転士の人員確保(継続施策)

<目的>

運転士不足が深刻化しており、公共交通の供給量の低下につながっています。運転士を確保する取組を行うことにより、公共交通サービス水準の維持・確保を実現します。

<事業主体>

交通事業者、静岡市

<実施内容>

- 就職説明会の開催、運転士の人員確保に向けた周知、PRを積極的に行います。
- 外国人など多様な労働者の採用活動に取り組みます。また市営住宅の活用など移住対策も含めた支援を実施します。
- 国(地方運輸局)・事業者・静岡県バス協会とも協力し、新規乗務員希望者の説明会の実施を行い、市も広報します。

事業主体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
交通事業者	説明会等の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
静岡市	説明会等の実施、事業者への支援	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

基本方針1

4 連節バスなどの効率的な輸送手段の導入(新規施策)

<目的>

ピーク時における輸送力確保のために便数を多く出している路線において、連節バスを導入することにより輸送力を増強し、コスト削減、運転士不足への対応を図ります。また、最混雑路線の便数制約を緩和することにより、他の路線の増便を容易にします。

<事業主体>

交通事業者、静岡市、道路管理者、交通管理者

<実施内容>

- 連節バス車両の購入(地域公共交通利便増進事業)
- 連節バス走行・停車環境の整備(地域公共交通利便増進事業)

事業主体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
静岡市	導入に合わせた支援の実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
交通事業者	連節バスの導入に向けた調整	連節バスの導入	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
交通管理者	連節バスの導入に係る走行環境の改善に向けての協議・改善実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
道路管理者		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

基本方針1

12 タクシー配車アプリの導入推進(新規施策)

<目的>

タクシー配車アプリを活用することで、タクシーの利用環境を改善し、タクシー利用者の利便性、配車効率の向上を図り、未配車の解消に努めます。

<事業主体>

交通事業者、静岡市

<実施内容>

- タクシー配車アプリの利用率を増加させるための利用促進。
- 静岡市にとって最適となる配車アプリを含めた共同配車等のスキームの検討。
- タクシー配車アプリを活用し、利用者が自分のスマートフォン等から各社の中で最も都合の良い車両を呼ぶことができるようにします。

事業主体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
交通事業者	利用促進策 及び共同配 車のスキ ームの検討	施策実施	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ
静岡市		施策実施	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ	継続実施、 モニタリン グ

施策体系【郊外・山間部】

基本方針 2

きめ細かく、地域のニーズに応じた地域主体の交通サービスで、利便性の高い生活交通サービスを構築する

目標1
地域の実情に応じた
きめ細かい
移動サービスの確保

- 1 地域が主体となる公共ライドシェア〔バス型〕の導入
- 2 地域交通結節点の設置
- 3 他事業との連携による交通サービスの確保
- 4 民間事業者（移動販売車等）と連携した交通サービスの確保
- 5 フリー乗降区間の導入
- 6 公共ライドシェア〔タクシー型〕の導入

目標2
生活交通サービスの
効率化

- 7 運行状況のモニタリングと継続的なサービス水準の見直し
- 8 乗り継ぎしやすい交通環境の整備

基本方針2

1 地域が主体となる公共ライドシェア〔バス型〕の導入（新規施策）

<目的>

既存の路線バスが撤退した地域等で、ニーズがある地域においては、生活に必要な活動をするための移動が確保できるように、公共ライドシェア〔バス型〕を導入します。

地域の実情を最も把握している地域住民が主体となり、自ら必要な交通手段を運行するため、自家用有償旅客運送制度を活用した公共ライドシェア（バス型）を運行するための支援を講じます。また地域住民がドライバーとなることで、地域の仕事を創出することも目的としています。

<事業主体>

地域住民、静岡市

<実施内容>

- 地域運行主体の育成
- 「静岡市交通空白地有償運送事業費補助金」の支給
- 市町村運営有償運送等運転者講習の開講
- 自家用有償旅客運送登録の権限移譲

事業主体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
地域組織	地域組織の 立上げ、 サービス設 計	運行開始	運行開始	運行開始	運行開始	運行開始
静岡市	地域組織へ の支援、補 助金の予算 化	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

施策体系【交通DX・GX】

基本方針 3

効率的で環境負荷低減に寄与する移動手段となるよう公共交通のDX、GXを推進する

目標1

先進技術を活用した
モビリティサービスの
提供

- 1 自動運転技術の導入
- 2 オープンデータ化(GTFS)(再掲)
- 3 新エネルギー車両の導入(FCV、EV)

基本方針3

3 新エネルギー車両の導入(継続施策)

<目的>

静岡市地球温暖化対策実行計画(第3次)では、運輸部門において、2030年までに2013年比で排出量を39%削減するとしています。気候変動に対応するためには、自動車分担率のさらなる削減が求められ、公共交通分担率の上積みが必要です。バス等の運行における二酸化炭素の排出削減を図ることで、脱炭素社会の構築による地球環境の保全に寄与します。

<事業主体>

交通事業者、静岡市

<実施内容>

- 国及び静岡県の支援事業を活用し、環境に配慮した電気(EV)、ハイブリッド、天然ガス、燃料電池等の新エネルギー車両の導入を進めます。
- 新エネルギー車両の導入に伴い充電施設等の設置を行います。

事業主体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
交通事業者	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施
静岡市	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施	取組実施